

(変更理由)  
 養育支援訪問事業の事業計画への記載について、平成27年度までは健康介護支援課で実施している養育支援訪問のみを計上していたが、福祉事務所でやっている児童家庭相談業務も養育支援に含まれるため、2つの事業を併せた数値に変更する。

P27

【変更前】

事業	内容	担当課
養育支援事業 (地域子ども・子育て支援事業)	育児全般に関する専門的相談支援を行うため、ニーズを把握し、関係機関と連携しながら実施します。	健康介護支援課
	目標 ・家庭訪問、電話、来所等の方法で、関係機関と連携しながら対象児の養育環境や育児技術等にあった支援を行っていきます。	

量の見込み及び確保方策

過去の実績をもとに、目標事業量を次表のとおり設定します。

【養育支援訪問事業】	目標事業量〔人日／年〕				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	45	45	45	45	45
②確保方策	45	45	45	45	45

【変更後】

事業	内容	担当課
養育支援事業 (地域子ども・子育て支援事業)	育児全般に関する専門的相談支援を行うため、ニーズを把握し、関係機関と連携しながら実施します。	福祉事務所
	目標 ・家庭訪問、電話、来所等の方法で、関係機関と連携しながら対象児の養育環境や育児技術等にあった支援を行っていきます。	

量の見込み及び確保方策

過去の実績をもとに、目標事業量を次表のとおり設定します。

【養育支援訪問事業】	目標事業量〔人日／年〕				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	45	45	45	280	280
②確保方策	45	45	45	280	280